

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 事業年度が1年未満の場合の定率法の計算

Q : 当社は今年の1月に設立され、この9月に第1回目の決算を迎えました。

減価償却方法は定率法を採用しているのですが、事業年度が1年に満たない場合の計算方法を教えてください。

A : 法定耐用年数に12/当期の月数を乗じて算出した年数に見合う定率法の償却率を用いて計算します。

【解説】

法人を設立した設立1期目や決算期を変更した場合には、その法人の事業年度が1年に満たないことがあります。

このように事業年度が1年に満たない場合の定率法による減価償却の計算は、1年分の減価償却額を単純に月数換算するのではなく、その資産の法定耐用年数に12/当期の月数を乗じて算出した改定耐用年数（1年未満の端数切捨て）に見合う定率法の償却率を用いることとなります。

ただし、改定耐用年数が100年を超える場合には、100年を超える年数に見合う償却率がありませんので、その資産の法定耐用年数に応ずる定率法の償却率に当期の月数/12を乗じて算出する単純な月数換算で行うこととなります。

ちなみに、定額法の場合の償却率は、法定耐用年数に応ずる定額法の償却率に当期の月数/12を乗じて計算します。

